先物・オプション取引に係る証拠金所要額計算に係るコンティンジェンシー・プランについて

２０２３年１１月６日適用
株式会社日本証券クリアリング機構

項　　目	具体的対応	備　　考
１．通常の取引証拠金		
（１）株式会社日本証券クリアリング機構（以下「クリアリング機構」という。）がシステム障害により当日の清算値段等を正常な手段で確定・公表できない場合		
a.当日の清算値段等の取扱い	・ 当日採用する清算値段、清算数値、清算価格及び帳入値段（以下「清算値段等」という。）については、原則、以下のとおりとする（17 時を目途に確定）。 ・ 先物取引[*1]については、通常どおりの決定方法[*2]により清算値段等を確定する。ただし、以下に掲げる先物取引の清算値段等については、業務方法書の取扱い第２０条の５の２及び第２０条の８柱書のただし書を適用し、以下のとおりとする。 ・ ダウ・ジョーンズ工業株平均先物取引、台湾加権指数先物取引、FTSE 中国 50 先物取引、CME 原油等指数先物、日経平均・配当指数先物及び TONA3 か月金利先物については前日の清算数値を当日の清算数値として確定する。 ・ 日経平均ボラティリティー・インデックス先物取引については次の優先順位のとおり定めた値を当取引日の清算数値として確定する。 （a）当取引日における最終約定数値	*1 フレックス限月取引を除く。 *2　清算値段の決定方法については「先物・オプション取引に係る清算値段等の決定方法等」を参照のこと。

項　　目	具体的対応	備　　考
	（b）前日の清算数値 ・　オプション取引については、先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則の取扱い第２条柱書のただし書を適用し、前日の清算価格を当日の清算価格として確定する。	
b. クリアリング機構からの連絡*3	・　クリアリング機構はシステム障害により 16 時を目途として当日の清算値段等の確定・公表が見込めない場合、先物・オプション取引に係る清算値段等の確定が遅延する旨を速やか（15 時 30 分を目途）に、クリアリング機構ウェブサイト、Target-JSCC サイト及び JPX ウェブサイトにより清算参加者に連絡する。 ・　上記「a. 当日の清算値段等の取扱い」に基づく当日の清算値段等については、確定次第、速やか（17 時を目途）にクリアリング機構ウェブサイト、Target-JSCC サイト及び JPX ウェブサイトにより清算参加者に連絡する。 ・　当日の EOD 証拠金計算用ファイル（BPF、VPF 及び APF）については、当日の清算値段等の確定後、速やか（17 時を目途）に配信し、その旨をクリアリング機構ウェブサイト、Target-JSCC サイト及び JPX ウェブサイトにより清算参加者に連絡する。 ・　システム障害が発生していない市場に関する EOD 証拠金計算用ファイルの公表方法については、別紙のとおり。	*3　他社清算参加者は自らを指定清算参加者とする非清算参加者に連絡する。

項　　目	具体的対応	備　　考
（２）クリアリング機構が当日の EOD 証拠金ファイル（BPF、VPF 及び APF）を 17 時を目途として正常に作成できない場合*4		*4　システム障害により当日の清算値段等が確定していないことに起因する場合については「（１）クリアリング機構がシステム障害により当日の清算値段等を正常な手段で確定・公表できない場合」を参照。
a. 当日の EOD ファイルの配信	・ 当日の EOD 証拠金計算用ファイル（BPF、VPF 及び APF）の作成ができない場合、直近の証拠金計算用ファイルに対し、以下の情報の修正を行ったファイルを当日の EOD 証拠金計算用ファイルとして配信する。 ➢ 先物取引に係る清算値段・清算数値を当日の値に修正する。 ➢ 直近のファイル固有の情報を当日の EOD ファイル固有の情報に修正する。	
b.当日の証拠金所要額の取扱い	・ クリアリング機構が「a. 当日の EOD ファイルの配信」に基づき作成した市場について、当該ファイルを用いて計算した各口座の証拠金所要額を当日の証拠金所要額として適用する*5。	*5　委託分の受入証拠金の計算における計算上の損益額の計算は当日の先物取引の清算値段を利用して行う。
c. クリアリング機構からの連絡*3	・ クリアリング機構から下記の内容をメール、クリアリング機構ウェブサイト、Target-JSCC サイト及び JPX ウェブサイトにより清算参加者に連絡する。 ➢ 16 時時点で当日の EOD 証拠金計算用ファイル（特定銘柄計算用 BPF を除く。）の作成が完了していない場合、その旨を 16 時過ぎに連絡し、16 時 15 分時点で当日の EOD 証拠金計算用ファイル（特定銘柄計算用 BPF）の作成が完了して	

項　　目	具体的対応	備　　考
	いない場合、その旨を 16 時 15 分過ぎに連絡し、16 時 45 分時点で当日の EOD 証拠金計算用ファイル（APF）の作成が完了していない場合、その旨を 17 時過ぎに連絡。 ➢ その後、17 時を目途に当日の EOD 証拠金計算用ファイルが正常に作成できた場合は、直ちに当該ファイルをクリアリング機構ウェブサイト等から配信するとともに、当日の証拠金所要額の計算において当該ファイルを使用し、クリアリング機構が各口座に係る当日の証拠金所要額を計算・配信する旨を連絡。 ➢ 一方、17 時を目途として正常に当日の EOD 証拠金計算用ファイルの作成が見込めない場合は、原則として、クリアリング機構が「a.当日の EOD 証拠金計算用ファイルの配信」に従い、当日配信する EOD 証拠金計算用ファイルを用いて計算した各口座の証拠金所要額を当日の証拠金所要額として適用する旨を 16 時 45 分を目途に連絡。併せて、当日 EOD 証拠金計算用ファイルをクリアリング機構ウェブサイト等から配信する。	
（３）当日証拠金計算用ファイルはあるが 19 時以前の時点で証拠金所要額の計算ができない場合*7		*7　クロスマージン制度利用者の証拠金所要額取扱いについては、別紙「クロスマージン制度における障害発生時の対応及び証拠金所
a.当日の証拠金所要額の取扱い	・ 清算参加者は、証拠金所要額（取引証拠金の事前割増額の算出日に当たる場合には、当該割増額を含む）の計算ができない市場について、クリアリング機構が当日配信する EOD 証拠金計算	

項　　目	具体的対応	備　　考
	用ファイルを用いて清算参加者、非清算参加者又は顧客が正しく計算した各口座の証拠金所要額をクリアリング機構に申告し、クリアリング機構は清算参加者から申告を受けた各口座の当該市場に係る証拠金所要額を当日の当該市場の証拠金所要額として適用する*5*8。ただし、清算参加者、非清算参加者又は顧客が証拠金所要額を正しく計算できない場合又は当該申告額が適当でない場合は、当該口座の当該市場に係る前日の証拠金所要額を当日の証拠金所要額として適用する。	要額の取扱い」を参照のこと。 *8　クリアリング機構が適当と認める場合（清算参加者、非清算参加者又は顧客が VaR 証拠金計算ソフトウェアをもとに当日の証拠金所要額を計算し、クリアリング機構に当日の 21 時までに Target-JSCC サイトに証拠金所要額を申告できる場合など）に限る。
b. 翌営業日の日中取引証拠金及び緊急取引証拠金の取扱い	・　翌営業日における日中取引証拠金及び緊急取引証拠金については、直近の清算参加者自己分の証拠金所要額を適用する。	
c. クリアリング機構からの連絡*3	・　クリアリング機構は下記の内容をメール及び Target-JSCC サイトにより清算参加者に連絡する。 ➢　証拠金所要額の計算ができないことを検知した場合、クリアリング機構はその旨を速やかに連絡。 ➢　その後、19 時までに復旧の見込みがある場合、ポジション申告及びクローズアウト数量申告の時限を 30 分程度延長のうえ、当日計算する証拠金所要額を配信する旨を 18 時 30 分過ぎに連絡。 ➢　一方、19 時までに復旧の見込みがない場合、原則として、クリアリング機構が当日配信する EOD 証拠金計算用ファイルを用いて清算参加者、非清算参加者又は顧客が正しく計	

項　　目	具体的対応	備　　考
	算した各口座の証拠金所要額を当日の証拠金所要額として適用する旨を 18 時 30 分過ぎに連絡。	
（４）EOD 証拠金計算用ファイルはあるが 30 時 30 分時点で証拠金所要額の計算ができない場合[*7]		
a.当日の証拠金所要額の取扱い	・ 原則として、19 時時点の証拠金所要額を 30 時 30 分時点の証拠金所要額として適用する。ただし、清算参加者が、クリアリング機構が当日配信する EOD 証拠金計算用ファイルを用いて清算参加者、非清算参加者又は顧客が正しく計算した各口座の当該市場に係る証拠金所要額をクリアリング機構に申告できる場合、当該額を当日の当該市場の証拠金所要額として適用することができる[*8]。	
b. 翌営業日の日中取引証拠金及び緊急取引証拠金の取扱い	・ 翌営業日における日中取引証拠金及び緊急取引証拠金については、直近の清算参加者自己分の証拠金所要額を適用する。	
（５）清算参加者がポジション申告又はクローズアウト数量申告を時限までにクリアリング機構に申告できない場合		

項　　目	具体的対応	備　　考
a.クリアリング機構への連絡等	・ 清算参加者はあらかじめ時限までに申告できない旨をクリアリング機構（050-3361-1795）に連絡する。 ・ 清算参加者は、19 時までに cCran に対するポジション申告ファイル又はクローズアウト数量申告ファイルの作成ができる場合、19 時までに Target-JSCC サイトに当該ファイルを提出し、18 時までに ODE システムに対するポジション申告ファイルの作成ができる場合、18 時までに Target-JSCC サイトに当該ファイルを提出する。 ・ 一方、清算参加者は、cCran に対する 19 時までにポジション申告ファイル又はクローズアウト数量申告ファイルを作成できない場合、原則として 30 時 10 分までに正しいポジション申告又はクローズアウト数量申告を実施する。	
b.当日の証拠金所要額の取扱い	・ 清算参加者が 19 時（ODE システムにあっては 18 時）までに Target-JSCC サイトにポジション申告ファイル又はクローズアウト数量申告ファイルを提出した場合、クリアリング機構は、受領した当該ファイルに基づいて計算した証拠金所要額を当日の証拠金所要額として適用・配信する。 ・ 一方、清算参加者が、19 時（ODE システムにあっては 18 時）までにポジション申告ファイル又はクローズアウト数量申告ファイルを作成できない場合、原則として清算参加者が 30 時 10 分までに実施した正しいポジション申告又はクローズアウト数量申告に基づいて計算した証拠金所要額を当日の証拠金所要額として適用・配信する。	

項　　目	具体的対応	備　　考
（６）証拠金所要額の計算結果に誤りがある場合又は誤りがあるおそれが強い場合*9		*9　取引証拠金の事前割増額の計算結果のみに誤りがある場合又は誤りがあるおそれが強い場合を含む。証拠金所要額割増額の計算結果のみに誤りがある場合又は誤りがあるおそれが強い場合については１．（７）「証拠金所要額割増額の計算を行うことができない場合、計算結果に誤りがある場合又は誤りがあるおそれが強い場合」参照。
a.当日の証拠金所要額の取扱い	・　クリアリング機構が清算参加者に通知した証拠金所要額について、当日の 19 時までに正しい額を再通知できる場合、当該再通知した証拠金所要額を適用する。 ・　一方、当日の 19 時までに正しい額を再通知できない場合には、原則として、当初クリアリング機構が清算参加者に通知した額を証拠金所要額として適用する。ただし、あらかじめクリアリング機構に連絡した上で、以下に掲げるいずれかの方法により、清算参加者、非清算参加者又は顧客が正しく計算した各口座の証拠金所要額を当日の証拠金所要額として適用することができる。 ①当日の EOD 証拠金計算用ファイルを使って計算した額 ②前営業日の EOD 証拠金計算用ファイルを使って計算した額 ③前営業日の証拠金所要額 ・　清算参加者が上記に基づいて計算した額を証拠金所要額とする場合には、原則として 21 時までにクリアリング機構に Target-JSCC サイトにより当該証拠金所要額を申告する。	
b.クリアリング機構からの連絡*3	・　証拠金所要額の計算結果に誤りがある場合又は誤りがあるおそれが強い場合には、クリアリング機構から清算参加者に対して	

項　　目	具体的対応	備　　考
	18 時 30 分までにメール及び Target-JSCC サイトによりその旨を連絡する。 ・ その後、クリアリング機構が清算参加者に通知した証拠金所要額について、当日の 19 時までに正しい額を再通知できる場合、クリアリング機構から速やかに再通知した旨をメール及び Target-JSCC サイトにより清算参加者に連絡する。	
（７）証拠金所要額割増額の計算を行うことができない場合、計算結果に誤りがある場合又は誤りがあるおそれが強い場合		
a.当日の証拠金所要額の取扱い	・ 清算参加者は、クリアリング機構が当日配信する取引証拠金所要額割増額の計算に係るファイルを用いて、清算参加者、非清算参加者又は顧客が正しく計算した各口座の証拠金所要額割増額をクリアリング機構に申告し、クリアリング機構は清算参加者から申告を受けた各口座の証拠金所要額割増額を当日の証拠金所要額割増額として適用する*10。ただし、清算参加者、非清算参加者又は顧客が証拠金所要額割増額を正しく計算できない場合又は当該申告額が適当でない場合は、当該口座に係る前日の証拠金所要額割増額を当日の証拠金所要額割増額として適用する。	*10　クリアリング機構が適当と認める場合（清算参加者、非清算参加者又は顧客が VaR 証拠金計算ソフトウェアをもとに当日の証拠金所要額割増額を計算し、クリアリング機構に当日の 21 時までに Target-JSCC サイトに証拠金所要額割増額を

項　　目	具体的対応	備　　考
		申告できる場合など）に限る。
（８）19 時 30 分時点で取引受渡証拠金の計算ができない場合		
a.当日の取引受渡証拠金所要額の取扱い	・ 原則として、当該口座の当該市場に係る前日の取引受渡証拠金所要額を当日の取引受渡証拠金所要額として適用する。	
（９）参加者側端末又は回線に障害が発生している場合		
a.クリアリング機構からの連絡*3	・ クリアリング機構からメール等により証拠金所要額を通知する*11。	*11　取引所取引清算システム障害の場合は、クリアリング機構からメールにより、障害の内容に応じた対応方をその都度連絡する。（他社清算参加者は非清算参加者に連絡する。）
（１０）クリアリング機構が当日の清算値段等を誤算出及び誤配信した場合		
a.当日の清算値段等の取扱い	・ 当日採用する清算値段等については、原則、以下のとおりとする（17 時までを目途に確定）。 ・ 先物取引については、通常どおりの決定方法により再計算した値を当日の清算値段等とする。 ・ オプション取引については、先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則の取扱い第２条柱書のただし書を適用し、前日の清算価格を当日の清算価格として確定する。	

項　　目	具体的対応	備　　考
b. 当日の EOD 証拠金計算用ファイルの配信	・ 1(10)a の清算値段等を反映した EOD 証拠金計算用ファイルを再配信する。	
c. 当日の証拠金所要額の取扱い	・ 通常どおりの取扱いとする[*12]。	*12　オプション取引に係る清算価格の誤算出等発生の有無にかかわらず、先物取引に係る値洗差金（引直差金、更新差金）については、再計算した正しい清算値段等に基づいて算出した金額を当社との間で授受する。
d. クリアリング機構からの連絡[*3]	・ 清算値段の誤算出等が発生した場合、その旨を速やか（16 時 30 分まで）にメール、クリアリング機構ウェブサイト、Target-JSCC サイト及び JPX ウェブサイトにより清算参加者に連絡する。 ・ 上記「a. 当日の清算値段等の取扱い」に基づく当日の清算値段等については、確定次第、速やか（17 時までを目途）にクリアリング機構ウェブサイト、Target-JSCC サイト及び JPX ウェブサイトにより清算参加者に連絡する。 ・ EOD 証拠金計算用ファイルについては、修正が完了次第、速やか（17 時までを目途）に配信し、その旨をメール、クリアリング機構ウェブサイト、Target-JSCC サイト及び JPX ウェブサイトにより清算参加者に連絡する。	

項目	対応	備考
２．日中取引証拠金		
（１）クリアリング機構が日中取引証拠金所要額を計算できない場合		
a.当日の日中取引証拠金所要額の取扱い	・ 直近の清算参加者自己分の証拠金所要額を日中取引証拠金所要額として適用する。	
b.クリアリング機構からの連絡	・ クリアリング機構から下記の内容をメール及び Target-JSCC サイトにより清算参加者に連絡する。 ❑ 11 時 30 分時点で日中取引証拠金所要額計算が完了していないときには、その旨を 11 時 30 分過ぎに連絡。 ❑ その後、12 時までに日中取引証拠金所要額が計算できた場合には、直ちに当該所要額を配信するとともに、配信した旨を連絡。 ❑ 一方、12 時までに日中取引証拠金所要額が計算できなかった場合には、直近の清算参加者自己分の証拠金所要額以上の額を預託していただく旨を 12 時過ぎに連絡。	
（２）クリアリング機構が通知した日中取引証拠金所要額に誤りがある又は誤りがあるおそれが強い場合		
a.当日の日中取引証拠金所要額の取扱い	・ 当日の 12 時までに正しい日中取引証拠金所要額を再通知できる場合には、当該再通知した日中取引証拠金所要額を適用する。	

項目	対応	備考
	・ 一方、当日の 12 時までに正しい日中取引証拠金所要額を再通知できない場合には、直近の自己分の証拠金所要額を日中取引証拠金所要額として適用する。	
b.クリアリング機構からの連絡	・ 当日の 12 時までに正しい日中取引証拠金所要額を再通知できる場合には、クリアリング機構から清算参加者に対して再通知後速やかにメール及び Target-JSCC サイトにより連絡する。 ・ 一方、当日の 12 時までに正しい日中取引証拠金所要額を再通知できない場合には、クリアリング機構から清算参加者に対して 12 時過ぎにメール及び Target-JSCC サイトにより連絡する。	
（３）日中取引証拠金所要額が清算参加者側で確認できない場合		
a.クリアリング機構からの連絡	・ 取引証拠金の預託が不足している清算参加者に対してのみ、メールにより当該不足額を連絡する。	
３．緊急取引証拠金		
（１）クリアリング機構が緊急取引証拠金所要額を計算できない場合		
a.当日の緊急取引証拠金所要額	・ 直近の清算参加者自己分の証拠金所要額を緊急取引証拠金所要額として適用する。	

項目	対応	備考
b.クリアリング機構からの連絡	・ クリアリング機構から下記の内容をメール及び Target-JSCC サイトにより清算参加者に連絡する。 ❑ 13 時 30 分時点で緊急取引証拠金所要額計算が完了していないときには、その旨を 13 時 30 分過ぎに連絡。 ❑ その後、14 時までに緊急取引証拠金所要額が計算できた場合には、直ちに当該所要額を配信するとともに、配信した旨を連絡。 ❑ 一方、14 時までに緊急取引証拠金所要額が計算できなかった場合には、前日の清算参加者自己分の証拠金所要額以上の額を預託していただく旨を 14 時過ぎに連絡。	
（２）クリアリング機構が通知した緊急取引証拠金所要額に誤りがある又は誤りがあるおそれが強い場合		
a.当日の緊急取引証拠金所要額	・ 当日の 14 時までに正しい緊急取引証拠金所要額を再通知できる場合には、当該再通知した緊急取引証拠金所要額を適用する。 ・ 一方、当日の 14 時までに正しい緊急取引証拠金所要額を再通知できない場合には、直近の自己分の証拠金所要額を緊急取引証拠金所要額として適用する。	
b.クリアリング機構からの連絡	・ 当日の 14 時までに正しい緊急取引証拠金所要額を再通知できる場合には、クリアリング機構から清算参加者に対して再通知後速やかにメール及び Target-JSCC サイトにより連絡する。	

項目	対応	備考
	・ 一方、当日の 14 時までに正しい緊急取引証拠金所要額を再通知できない場合には、クリアリング機構から清算参加者に対して 14 時過ぎにメール及び Target-JSCC サイトにより連絡する。	
（３）緊急取引証拠金所要額が清算参加者側で確認できない場合		
a.クリアリング機構からの連絡	・ 取引証拠金の預託が不足している清算参加者に対してのみ、メールにより当該不足額を連絡する。 以 上	

＊　このプランは、従来、株式会社東京証券取引所において定められていた「証拠金所要額計算に係るコンティンジェンシー・プラン」について、東証先物・オプション取引に係る清算機関の変更（２００４年２月２日）に伴う所要の改正を行い、クリアリング機構が制定したものです。

＊　２００６年１月３０日に清算システムのリプレースに伴い、所要の改正を行っています。

＊　２００７年１月２２日にコンティンジェンシー・プラン発動時の「委託分の受入証拠金の計算における計算上の損益額の計算における清算値段の取扱い」に関する明確化等を行っています。

＊　２００９年１０月５日に東証オプション売買システム Tdex+の稼働に伴い、当日の SPAN リスク・パラメーター・ファイルの配信が後倒しとなることから、前日の SPAN リスク・パラメーター・ファイルを使用する連絡時限・判断時限の後倒し等を行っています。

＊　２０１３年７月１６日の株式会社大阪証券取引所との清算機関統合により、所要の改正を行っています。

＊　２０１４年１１月２５日の清算システム機能の統合に伴う変更により、所要の改正を行っています。

＊　２０１５年９月２４日のクロスマージン制度の導入に伴う変更により、所要の改正を行っています。

＊　２０１７年５月２９日にシステム障害等の発生により当日の清算値段等を正常な手段で確定・公表できない場合における当日の清算値段の決定方法や SPAN リスク・パラメーター・ファイルの作成方法に係る対応方針の整備等を行うことに伴い、所要の改正を行っています。

＊　２０１８年２月１３日のデリバティブ清算刷新プロジェクト稼働に伴う変更により、所要の改正を行っています。

＊　２０１８年６月２５日に株式会社大阪取引所において、オプション取引におけるフレックス限月取引が導入されることに伴い、所要の改正を行っています。

＊　２０１８年７月１７日に株式会社大阪取引所において、インド Nifty50 先物取引が上場廃止となることに伴い、所要の改正を行っています。

＊　２０２０年７月２７日の株式会社東京商品取引所の上場商品の株式会社大阪取引所への一部移管に伴い、所要の改正を行っています。

＊　２０２１年４月１日の大阪堂島商品取引所の組織変更に伴い、所要の改正を行っています。

＊　２０２１年８月１０日の株式会社大阪堂島商品取引所の商号変更に伴い、所要の改正を行っています。

＊　２０２１年９月２１日の株式会社大阪取引所及び株式会社東京商品取引所の売買システム J-GATE3.0 稼働に伴い、所要の改正を行っています。

＊　２０２２年６月３０日の先物・オプション取引に係る清算値段の誤算出時等における対応方針の整備に伴い、所要の改正を行っています。

＊　２０２２年９月２１日のデリバティブの祝日取引制度に伴うリスク管理制度導入に伴い、所要の改正を行っています。

＊　２０２３年５月２９日の株式会社大阪取引所の TONA3 か月金利先物取引の上場等に伴い、所要の改正を行っています。

＊　２０２３年１１月６日の新証拠金計算方式（VaR 方式）の導入に伴い、所要の改正を行っています。

各市場の証拠金計算用ファイルの公表方法について

システム障害が発生していない市場に関する証拠金計算用ファイルは、以下のとおり取り扱う。

対象市場	取扱い
株式会社大阪取引所（OSE）が開設する市場に関するシステム障害	・TOCOM 上場銘柄については、当日の清算値段等を収録した証拠金計算用ファイルを通常どおり公表する。ただし、同ファイルに収録される OSE 上場銘柄については未確定の清算値段等が収録されるため、OSE 上場銘柄に係る情報を必要とする場合は再配信後のファイルを利用すること。 ・ODE 上場銘柄を収録した証拠金計算用ファイルについては、通常どおり公表する。
株式会社東京商品取引所（TOCOM）が開設する市場に関するシステム障害	・OSE 上場銘柄については当日の清算値段等を収録した証拠金計算用ファイルを通常どおり公表する。ただし、同ファイルに収録される TOCOM 上場銘柄については未確定の清算値段等が収録されるため、TOCOM 上場銘柄に係る情報を必要とする場合は再配信後のファイルを利用すること。 ・ODE 上場銘柄を収録した証拠金計算用ファイルについては、通常どおり公表する。
株式会社堂島取引所（ODE）が開設する市場に関するシステム障害	・OSE 及び TOCOM 上場銘柄における当日の清算値段等を収録した証拠金計算用ファイルについては、通常どおり公表する。